

令和6年度

石川県後期高齢者医療広域連合
一般会計・特別会計決算審査意見書

石川県後期高齢者医療広域連合監査委員



広監第 12号
令和7年8月25日

石川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 栗 貴章 様

石川県後期高齢者医療広域連合

監 査 委 員 加 藤 弘 行



監 査 委 員 西 田 時 雄



令和6年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計及び
後期高齢者医療特別会計決算の審査について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第233条第2項の規定により審査に付された令和6年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類の審査に対する意見書を、別添のとおり提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	決算の審査概要	2
1	総括	2
2	決算規模	2
3	歳入歳出予算の執行状況	3
4	財産の状況	1 1
第6	審査意見	1 2

凡 例

- 1 文中及び各表の金額・比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したものである。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「—」……………該当数値のないもの
 - 「△」……………比較により減少したもの

令和6年度 石川県後期高齢者医療広域連合 一般会計・特別会計決算審査意見書

第1 審査の対象

- 1 令和6年度 石川県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算
- 2 附属書類
令和6年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

第2 審査の期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月25日（月）まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、一般会計・特別会計の歳入歳出決算書及びその附属書類が関係法令に準拠して作成され、計数が正確であるか、予算執行及び会計処理が適正であるかなどに主眼を置き、関係書類の照合確認を行うとともに、関係職員から決算についての説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 審査の結果

一般会計・特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、計数はいずれも証拠書類と符合し正確であり、予算執行及び会計処理は適正なものであると認められた。

なお、決算の審査概要及び審査意見は、次のとおりである。

第5 決算の審査概要

1 総括

令和6年度一般会計及び特別会計の決算収支は、次の表のとおりである。

(注) 特別会計とは、後期高齢者医療制度の事業会計である。

(単位:千円)

区分	歳入決算額 ①	歳出決算額 ②	形式収支額 ③ (①-②)	翌年度へ 繰り越す べき財源 ④	実質収支額 ⑤ (③-④)	令和5年度 実質収支額 ⑥	単年度 収支額 (⑤-⑥)
一般会計	880,861	857,468	23,393	0	23,393	16,185	7,208
特別会計	184,908,113	182,658,096	2,250,017	0	2,250,017	0	2,250,017
合 計	185,788,974	183,515,564	2,273,410	0	2,273,410	16,185	2,257,225

2 決算規模

令和6年度一般会計の決算額は、歳入8億8,086万1千円(前年度比2億9,568万3千円)、歳出8億5,746万8千円(同比2億8,847万5千円)であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は2,339万3千円の黒字となっている。

また、特別会計の決算額は、歳入1,849億811万3千円(同比86億1,471万6千円)、歳出1,826億5,809万6千円(同比63億6,469万9千円)であり、形式収支は22億5,001万7千円である。

(単位:千円・%)

会計区分	年度区分	予算現額 (A)	歳 入		歳 出		歳入歳出 差引額 (B)-(C)
			決算額 (B)	収入率 (B)/(A)	決算額 (C)	執行率 (C)/(A)	
一般会計	R6年度 (ア)	877,725	880,861	100.36	857,468	97.69	23,393
	R5年度 (イ)	585,170	585,178	100.00	568,993	97.24	16,185
	増 減 (ア)-(イ)	292,555	295,683	—	288,475	—	7,208
特別会計	R6年度	189,338,942	184,908,113	97.66	182,658,096	96.47	2,250,017
	R5年度 (イ)	178,291,845	176,293,397	98.88	176,293,397	98.88	0
	増 減 (ア)-(イ)	11,047,097	8,614,716	—	6,364,699	—	2,250,017

3 歳入歳出予算の執行状況

(1) 一般会計

ア 歳入の状況

予算現額 8 億 7,772 万 5 千円に対して、調定額及び収入済額は、
8 億 8,086 万 1 千円であり調定額に対する収納率は 100%となっている。
款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳入予算の収入状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 (B)/(A)	不納欠損額	収入未済額
1 分 担 金 及 び 負 担 金	778,856	781,940	781,940	100.00	0	0
4 財 産 収 入	1	45	45	100.00	0	0
5 繰 入 金	82,647	82,647	82,647	100.00	0	0
6 繰 越 金	16,185	16,185	16,185	100.00	0	0
7 諸 収 入	36	44	44	100.00	0	0
合 計	877,725	880,861	880,861	100.00	0	0

(歳入決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決 算 額		比 較	
	R6年度	R5年度	増減額	増減率
1 分 担 金 及 び 負 担 金	781,940	568,495	213,445	37.55
4 財 産 収 入	45	1	44	4,400.00
5 繰 入 金	82,647	0	82,647	—
6 繰 越 金	16,185	16,642	△457	△2.75
7 諸 収 入	44	40	4	10.00
合 計	880,861	585,178	295,683	50.53

(歳入の主な内容)

- 1 款 分担金及び負担金 7 億 8,194 万円 (前年度比 2 億 1,344 万 5 千円) は、広域連合の運営のための共通経費に係る各市町の負担金である。
- 4 款 財産収入 4 万 5 千円 (同比 4 万 4 千円) は、財政調整基金の預金利子である。
- 5 款 繰入金 8,264 万 7 千円 (前年度なし) は、財政調整基金の取崩額である。
- 6 款 繰越金 1,618 万 5 千円 (同比△45 万 7 千円) は、前年度からの繰越金である。
- 7 款 諸収入 4 万 4 千円 (同比 4 千円) は、預金利子等である。

イ 歳出の状況

予算現額 8 億 7,772 万 5 千円に対し、支出済額は 8 億 5,746 万 8 千円であり、歳出予算の不用額は 2,025 万 7 千円となっている。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳出予算の執行状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額	不用額 (A)-(B)	執行率 (B)/(A)
1 議会費	1,014	811	—	203	79.98
2 総務費	190,987	187,839	—	3,148	98.35
3 民生費	685,224	668,818	—	16,406	97.61
4 予備費	500	0	—	500	0.00
合計	877,725	857,468	—	20,257	97.69

(歳出決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決算額		比較	
	R6年度	R5年度	増減額	増減率
1 議会費	811	795	16	2.01
2 総務費	187,839	182,760	5,079	2.78
3 民生費	668,818	385,438	283,380	73.52
4 予備費	0	0	0	—
合計	857,468	568,993	288,475	50.70

(歳出の主な内容)

1 款 議会費 81 万 1 千円(前年度比 1 万 6 千円)は、議員報酬や会場借上料等である。

2 款 総務費 1 億 8,783 万 9 千円(同比 507 万 9 千円)の内訳は、派遣職員人件費負担金 1 億 4,485 万 5 千円(同比 878 万 8 千円)、新聞広告業務委託料 306 万 5 千円(同比△322 万 5 千円)、財政調整積立金 1,622 万 9 千円(同比△41 万 4 千円)のほか、任期付一般職員給与や光熱水費、庁舎等使用料が主なものである。

3 款 民生費 6 億 6,881 万 8 千円(同比 2 億 8,338 万円)は、特別会計への事務費繰出金である。

(2) 特別会計

ア 歳入の状況

予算現額 1,893 億 3,894 万 2 千円に対して、調定額は 1,849 億 1,263 万 3 千円、収入済額は 1,849 億 811 万 3 千円であり、調定額に対する収納率は四捨五入の結果 100.00%となっている。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

なお、9 款 諸収入において、医療費等返納金（自己負担割合修正等によるもの）の滞納による収入未済額が 446 万 1 千円、時効や相続人不存在等による不納欠損額が 5 万 9 千円生じている。

(歳入予算の収入状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 (B)/(A)	不納欠損額	収入未済額
1 市 町 支 出 金	33,857,373	33,784,723	33,784,723	100.00	0	0
2 国 庫 支 出 金	63,632,289	62,994,249	62,994,249	100.00	0	0
3 県 支 出 金	16,065,160	15,273,050	15,273,050	100.00	0	0
4 支 払 基 金 交 付 金	73,094,277	71,437,228	71,437,228	100.00	0	0
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	43,085	132,181	132,181	100.00	0	0
6 財 産 収 入	1,611	1,612	1,612	100.00	0	0
7 繰 入 金	2,423,276	1,083,868	1,083,868	100.00	0	0
8 繰 越 金	1	0	0	—	0	0
9 諸 収 入	221,870	205,722	201,202	97.80	59	4,461
合 計	189,338,942	184,912,633	184,908,113	100.00	59	4,461

(歳入決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決 算 額		比 較	
	R6年度	R5年度	増減額	増減率
1 市 町 支 出 金	33,784,723	31,363,081	2,421,642	7.72
2 国 庫 支 出 金	62,994,249	57,595,200	5,399,049	9.37
3 県 支 出 金	15,273,050	14,834,620	438,430	2.96
4 支 払 基 金 交 付 金	71,437,228	69,411,609	2,025,619	2.92
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	132,181	78,763	53,418	67.82
6 財 産 収 入	1,612	954	658	68.97
7 繰 入 金	1,083,868	1,232,099	△148,231	△ 12.03
8 繰 越 金	0	1,530,191	△1,530,191	△ 100.00
9 諸 収 入	201,202	246,880	△45,678	△ 18.50
合 計	184,908,113	176,293,397	8,614,716	4.89

(歳入の主な内容)

- 1 款 市町支出金 337 億 8,472 万 3 千円(前年度比 24 億 2,164 万 2 千円)は、保険料・療養給付費等負担金及び健康診査補助金である。
- 2 款 国庫支出金 629 億 9,424 万 9 千円(同比 53 億 9,904 万 9 千円)は、療養給付費・高額医療費負担金、調整交付金及び健康診査補助金等である。
- 3 款 県支出金 152 億 7,305 万円(同比 4 億 3,843 万円)は、療養給付費・高額医療費負担金、健康診査補助金である。
- 4 款 支払基金交付金 714 億 3,722 万 8 千円(同比 20 億 2,561 万 9 千円)は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金である。
- 5 款 特別高額医療費共同事業交付金 1 億 3,218 万 1 千円(同比 5,341 万 8 千円)は、著しく高額な医療費(レセプト 1 件当たり 400 万円を超えるもの)に対して国保中央会から交付されるものである。
- 6 款 財産収入 161 万 2 千円(同比 65 万 8 千円)は、医療給付費準備基金利子である。
- 7 款 繰入金 10 億 8,386 万 8 千円(同比△1 億 4,823 万 1 千円)は、一般会計繰入金、基金繰入金である。
- 8 款 繰越金は前年度繰越金 0 円(同比△15 億 3,019 万 1 千円)。
- 9 款 諸収入 2 億 120 万 2 千円(同比△4,567 万 8 千円)は、延滞金、預金利子、第三者納付金、医療費等返納金等である。

イ 歳出の状況

予算現額 1,893 億 3,894 万 2 千円に対し、支出済額は 1,826 億 5,809 万 6 千円で、歳出予算の不用額は 66 億 8,084 万 6 千円となっている。

不用額の多くは 2 款 保険給付費であるが、予算規模と執行率から勘案すれば妥当なものと考えられる。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳出予算の執行状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額	不用額 (A)-(B)	執行率 (B)/(A)
1 総務費	700,128	675,453	—	24,675	96.48
2 保険給付費	186,610,106	180,026,670	—	6,583,436	96.47
3 県財政安定化 基金拠出金	0	0	—	0	—
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	73,699	68,284	—	5,415	92.65
5 支払基金拠出金	126,566	126,566	—	0	100.00
6 保健事業費	717,279	671,850	—	45,429	93.67
7 基金積立金	1,612	1,612	—	0	100.00
8 公債費	860	0	—	860	0.00
9 諸支出金	1,104,692	1,087,661	—	17,031	98.46
10 予備費	4,000	0	—	4,000	0.00
合計	189,338,942	182,658,096	—	6,680,846	96.47

(歳出決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決 算 額		比 較	
	R6年度	R5年度	増減額	増減率
1 総 務 費	675,453	397,073	278,380	70.11
2 保 険 給 付 費	180,026,670	173,365,900	6,660,770	3.84
3 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	0	44,939	△44,939	△ 100.00
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	68,284	57,404	10,880	18.95
5 支 払 基 金 拠 出 金	126,566	0	126,566	—
6 保 健 事 業 費	671,850	607,284	64,566	10.63
7 基 金 積 立 金	1,612	954	658	68.97
8 公 債 費	0	0	0	—
9 諸 支 出 金	1,087,661	1,819,843	△732,182	△ 40.23
10 予 備 費	0	0	0	—
合 計	182,658,096	176,293,397	6,364,699	3.61

(歳出の主な内容)

1 款 総務費 6 億 7,545 万 3 千円(前年度比 2 億 7,838 万円)は、電算処理システム管理等の委託料、被保険者証の作成・郵送料、市町への補助金等である。

概ね 5 年に 1 度実施される標準システムの機器更改のため、昨年度から大幅に増加している。

2 款 保険給付費 1,800 億 2,667 万円(同比 66 億 6,077 万円)は、療養給付費、高額療養費、葬祭費、審査支払手数料等である。

昨年度から大幅に増加した要因は、被保険者数の増加に加え、令和 6 年能登半島地震に係る一部負担金猶予対応による医療給付費の増加だと考えられる。

3 款 県財政安定化基金拠出金の執行はなかった。

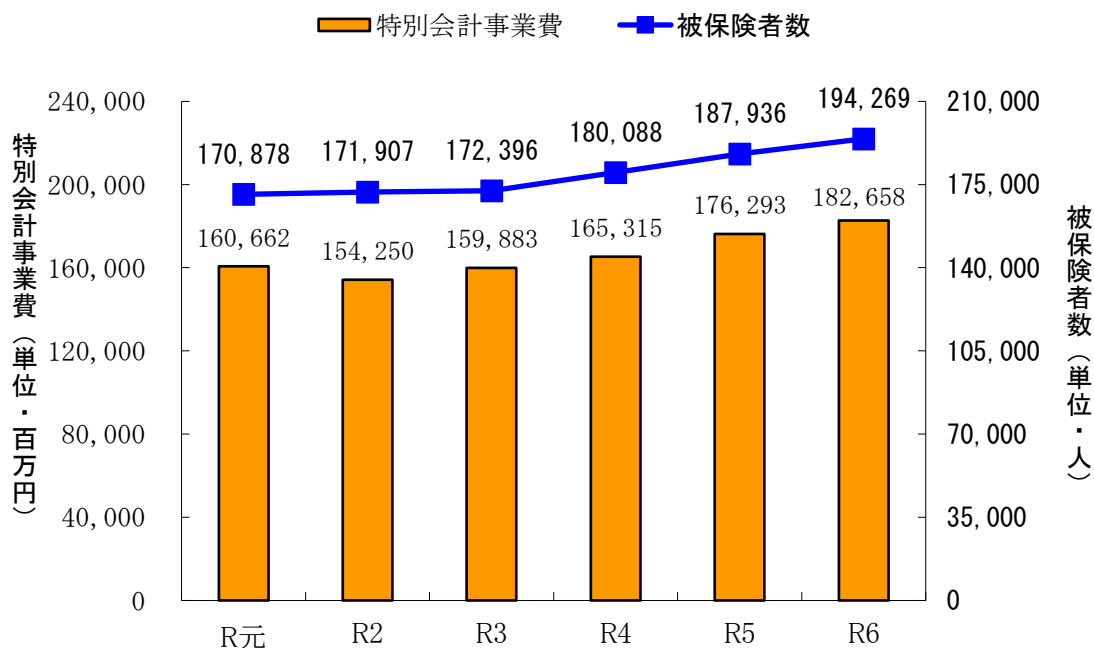
4 款 特別高額医療費共同事業拠出金 6,828 万 4 千円(同比 1,088 万円)は、著しく高額な医療費に対応するための事務費及び医療費の拠出金である。

5 款 支払基金拠出金 1 億 2,656 万 6 千円は令和 6 年度から新たに負担することとなった出産育児支援金の負担分である。

- 6 款 保健事業費 6 億 7,185 万円(同比 6,456 万 6 千円)は、健康診査事業の市町への委託料等である。
- 7 款 基金積立金 161 万 2 千円(同比 65 万 8 千円)は、医療給付費準備基金の積立金である。
- 8 款 公債費の執行はなかった。
- 9 款 諸支出金 10 億 8,766 万 1 千円(同比△7 億 3,218 万 2 千円)は、主に償還金で、療養給付費市町負担金返還金、医療給付費等国庫負担金返還金及び高額医療費県負担金返還金等である。
- 10 款 予備費の充用はなかった。

ウ 特別会計事業費及び被保険者数の推移

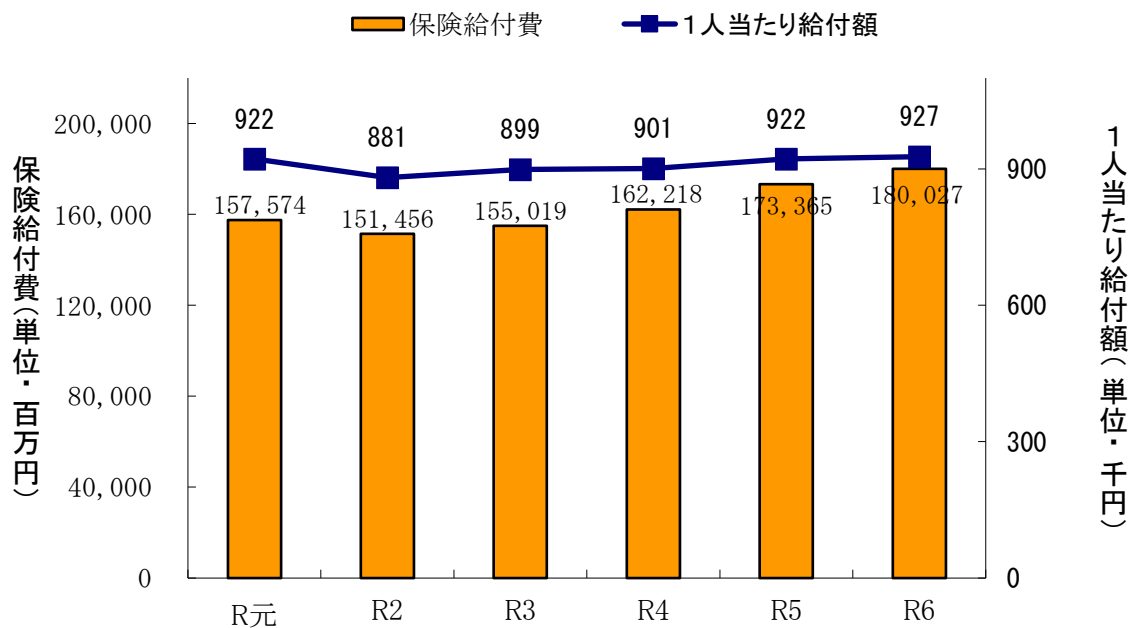
特別会計事業費、被保険者数の推移は、次のとおりである。



(注)被保険者数は、当該年度の毎月末の被保険者数の平均である。

エ 保険給付費及び被保険者1人当たり給付額の推移

保険給付費、被保険者1人当たり給付額の推移は、次のとおりである。



4 財産の状況

(1) 基金

ア 財政調整基金

(単位:千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 6 年 度 末 現 在 高
		増	減	
現 金 [定期預金]	67,678	16,229	82,647	1,260

増 (1,622 万 9 千円) は繰越金及び利子収入を積み立てたもの。

減 (8,264 万 7 千円) は標準システム機器更改費用の財源として取り崩したものの。

イ 後期高齢者医療給付費準備基金

(単位:千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 6 年 度 末 現 在 高
		増	減	
現 金 [定期預金]	2,925,327	1,612	415,050	2,511,889

増 (161 万 2 千円) は利子収入を積み立てたもの。

減 (4 億 1,505 万円) は医療給付費等の財源として取り崩したものの。

(2) 物 品 (1 品 100 万円以上)

特別会計

(単位: 式)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 6 年 度 末 現 在 高
		増	減	
事務用機器	1	3	0	4

増は標準システム機器更改に要する物品として取得したものであり、SVF 製品一式(帳票編集ソフト)、JP1, SORT 製品一式(ジョブスケジュール管理ソフト)、COBOL 関連製品一式(現行システム一部転用の際に必要なソフト)である。

第6 審査意見

1 一般会計について

一般会計の決算の状況は、歳入歳出予算現額がそれぞれ8億7,772万5千円に対し、歳入8億8,086万1千円（前年度比2億9,568万3千円、50.53%）、歳出8億5,746万8千円（同比2億8,847万5千円、50.70%）と、歳入歳出ともに前年度比増となっている。歳入では市町共通経費負担金が2億1,344万5千円増加しており、歳出では総務費が507万9千円、民生費が2億8,338万円増加している。これは、概ね5年に一度実施される標準システムの機器更改に多額の費用を要したためである。

翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は2,339万3千円（同比720万8千円、44.54%）と黒字になったが、これらについては、財政の健全な運営に資するため財政調整基金に積み立てることとしている。

なお、前年度に比して黒字幅は720万8千円増加している。事務的経費である一般会計については、市町の負担金を財源としており、引き続き適正かつ健全な財政運営に努められたい。

2 後期高齢者医療特別会計について

特別会計の決算の状況は、歳入歳出予算現額がそれぞれ1,893億3,894万2千円に対し、歳入1,849億811万3千円（前年度比86億1,471万6千円、4.89%）、歳出1,826億5,809万6千円（同比63億6,469万9千円、3.61%）と、歳入歳出ともに前年度比増となっており、実質収支は22億5,001万7千円の黒字となっているが、この実質収支額には、国・県・市町等へ翌年度返還すべき金額が含まれており、加えて、県・市町等からの追加交付金を見込んでおり、この精算によって収支は8億8,493万8千円余の赤字となる見込みであるため、この不足分は、後期高齢者医療給付費準備基金を取り崩して充当されることとなる。

なお当該基金は、保険給付費が増嵩した場合など、年度間の収支を調整し、被保険者の保険料負担を軽減するための財源として設けられたものである。

歳入においては、医療費の増大に伴って、国・県・市町支出金が82億5,912万1千円、支払基金交付金が20億2,561万9千円増加したことが前年度比増の主要因となっている。なお、諸収入において、自己負担割合の修正による医療費返納金等の収入未済額が446万1千円となっている。令和7年度からは、債権回収業務の弁護士事務所への委託が予定されており、今後とも公正公平の観点から適正な債権管理に努めるとともに、収入未済額の更なる縮減に向けて一層努力されたい。

歳出では、団塊の世代の移行が進んできたことから被保険者数が前年度より6,300人ほど増加し約19万4千人となったこと、及び令和6年能登半島地震による傷病の増加と、それに対する一部負担金の猶予なども加わり、歳出総額の98%を占める保険給付費が1,800億2,667万円と、前年度比で66億6,077万円（同比3.84%）と大幅に増加した。

今後については、高齢化率は引き続き上昇しており、被保険者数の増加に伴う医療費の増嵩は避けられないため、健康増進事業の拡充とレセプト点検の強化による医療費の適正化に、より一層取り組まれたい。

3 むすび

後期高齢者医療制度は、創設後 16 年を経過し、制度定着が図られたが、創設時に約 13 万 7 千人だった被保険者数は、団塊世代の本格的な加入により、約 19 万 4 千人と、約 5 万 7 千人増加しており、今後も保険給付費の増加により厳しい財政運営が見込まれる。

こうした状況の中、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約 4 割は現役世代が負担（支援金）しているが、医療費は今後も拡大していく見通しとなっていることから、現役世代の負担を抑え、持続可能な社会保障制度を構築するため、令和 4 年 10 月から一定所得以上の被保険者の窓口負担割合が 2 割に引き上げられた。

また、本広域連合においても、現役世代の減少等に伴う後期高齢者負担率（国が 2 年毎に改定）の上昇等の影響もあり、平成 26 年度以来据え置いてきた保険料率を 8 年ぶりに改定し、令和 4 年度に保険料の引き上げを行った。

さらに、令和 5 年の法律改正では出産育児支援金の新設等、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的とした制度改正が実施され、令和 6・7 年度の保険料の見直しが行われたことから、本広域連合においても、保険料の引上げを行い、財政基盤の強化が図られているところである。

なお、令和 6 年 12 月からは現行の保険証が廃止され、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行することとなったが、保険証の代わりに新たに「資格確認書」を交付することで、マイナ保険証を持たない被保険者でも、これまで通り医療を受けることが可能となっている。引き続き国の施策を注視しつつ、国や県、市町等の関係機関と緊密な協力・連携を図り、適正かつ円滑な事業の執行に努められたい。

また、今後高齢化に伴う医療給付費の増大が見込まれる中、被保険者の方々が安心して適切な医療を受けることができるよう、医療費の適正化や未収金の確保による保険料の収納率向上等に努めるなど、安定的かつ持続的な制度運営に取り組まれるとともに、全世代型社会保障改革による後期高齢者の負担割合の在り方をはじめ、子ども・子育て支援制度の創設や生活保護受給者の加入の議論等、今後の国の対応方針等を見極め、適時適切な対応に努められたい。